

予算特別委員会

令和3年9月13日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和3年9月13日(月) 午前9時30分 開会
午後1時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	杉本訓規
委員	奥本佳史
〃	谷原一安
〃	内野悦子
〃	川村優子
〃	岡本吉司
〃	西井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	西川弥三郎
議員	梨本洪珪
〃	下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
企画部長	吉川正人
人事課長	植田和明
人事課主幹	南直美
企画政策課長	高垣倫浩
総務部長	吉村雅央
総務部理事兼総務財政課長	米田匡勝
総務財政課主幹	内蔵清
庁舎機能再編推進室長	吉田和裕
生活安全課長	竹本淳逸
税務課長	葛本章子
産業観光部長	早田幸介

農林課長	芝	浩	文
都市整備部長	松	本	秀樹
建設課長	安	川	博敏
保健福祉部長	森	井	敏英
社会福祉課長	林	本	裕明
長寿福祉課長	中	井	智恵
長寿福祉課主幹兼			
いきいきセンター所長	油	谷	知之
こども未来創造部長	井	上	理恵
こども未来創造部理事兼			
待機児童対策室長	板	橋	行則
教育部長	吉	井	忠
教育委員会理事	西	川	育子
学校教育課長	勝	眞	由美
学校給食センター所長	中		文子
体育振興課長	吉	村	和則
新庄文化会館長兼			
當麻文化会館長	庄	田	康則
歴史博物館長補佐	神	庭	滋

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩	永	睦治
書記	吉	田	賢二
〃	高	松	和弘
〃	巽		重人

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第57号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
 議第58号 令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
 議第59号 令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。早朝よりご参集を賜りましてありがとうございます。今回の予算審議並びに後日行われます決算特別委員会も同じでございますけれども、この第1委員会室で実施をするということでございますけれども、この部屋につきましては、非常に狭いスペースでたくさんの理事者側の方のご出席を賜ることになります。そういうことも配慮いたしまして、進め方につきましては細かく入れ替わりをしていただいて、また控えのほうも議場を利用していただいで十分な安全対策を取って実施をしていただくと、こういう運びになります。委員各位におかれましても、後ほど説明をいたします運営進行方法について、十分ご留意をいただいでご発言をいただくようお願い申し上げます。できる限りのスムーズな運営と進行を皆さん方のご協力の下に進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願い申し上げます。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましてもあまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力のほどをお願い申し上げます。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認をいたしたいと思っております。

一般会計補正予算の審査方法につきましてでございます。委員会室に入れる理事者側の人数にも限りがございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。

そして、質疑については、まず歳出の2款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。なお、第2表の債務負担行為補正のうち定年延長例規整備支援業務委託、ふるさと応援寄附業務委託に関する質疑はこのときをお願い申し上げます。次に、2款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。なお、第2表債務負担行為補正のうち、認定こども園給食業務委託に関する質疑はこのときをお願い申し上げます。3款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の4款から7款までとその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。7款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の8款から歳出の最後までとその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして、歳出の最後まで質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。特別会計補

正予算につきましては、これまでと同様に1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決まで行います。

これまでのことにつきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 意見がないようでございましたら、このような委員会運営を行うこととさせていただきます。

申し訳ございません。委員外議員のご紹介でございます。下村議員、梨本議員。

議第57号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田総務部理事。

米田総務部理事兼総務財政課長 皆さん、おはようございます。総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第57号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第3号)について、主な補正予算のご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,847万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億5,943万6,000円とするものがございます。第2条では債務負担行為、第3条では地方債の補正となっております。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。将来にわたる債務を負う契約等を結ぶ際などに予算でその上限額を定め、議会の議決を得て契約等に係る準備行為を進めていくものでございます。1つ目の定年延長例規整備支援業務委託におきましては、期間は令和4年度、限度額は110万円でございます。地方公務員の定年が令和5年度に60歳に到達する職員から段階的に延長されることとなったことから、本年度から来年度にかけて例規整備業務を進めていくものでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附業務委託でございます。期間は令和4年度から令和6年度、限度額は3か年度で9,368万円でございます。令和4年度よりの業務委託についてプロポーザル等準備を進めていくものでございます。

続きまして、認定こども園給食業務委託でございます。期間は令和4年度から令和5年度、限度額は2か年度で924万円でございます。令和4年度よりの給食の外部搬入に係る業務委託についてプロポーザル等準備を進めていくものでございます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。財産管理事業で限度額4,130万円に1億1,240万円を追加いたしまして、補正後の限度額を1億5,370万円に、また児童福祉総務事業、文化会館事業におきましても、それぞれ限度額が追加となっているものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細書の8ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書より、各款の主な補正予算についてご説明申し上げます。2款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費で、補正額が340万5,000円、うち人事管理事業で、補正額が189万5,000円でございます。職員採用試験委員謝礼や定年延長例規整備支援業務委託料でございます。定年延長例規整備支援業務におきましては、先ほどご説明申し上げました債務負担行為を設定させていただき事業でございます。4目財産管理費で、補正額が1億5,113万9,000円でございます。市有財産管理事業で、新庄庁舎職員等駐車場賃借料ほか葛城市土地開発公社より土地の買戻しを行うものでございます。

9ページに移っていただきまして、3款民生費でございます。最下段をお願いいたします。1項社会福祉費、5目老人福祉費で、補正額は248万4,000円の減額、敬老事業で新型コロナウイルス感染拡大による事業中止に伴う減額となっております。

10ページに移っていただきまして、中段のやや下でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、補正額が2,200万円でございます。認定こども園整備事業で磐城小学校附属幼稚園の認定こども園移行に伴う工事請負費でございます。

11ページに移っていただきまして、6款土木費でございます。2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費で、補正額が235万4,000円でございます。市道新設改良事業で踏切改良工事負担金の追加となっております。同じく11ページの下段、7款消防費でございます。1項消防費、2目非常備消防費で、補正額は120万5,000円の減額、消防団運営事業で新型コロナウイルス感染拡大による事業等中止に伴う減額でございます。

13ページをお願いいたします。8款教育費、5項社会教育費、6目文化会館費で、補正額は616万8,000円の減額でございます。うち當麻文化会館管理事業で、補正額407万円、當麻文化会館ホールのせり上げ装置の修繕を行うものでございます。また、新庄文化会館自主事業では、986万3,000円の減額となっております。新型コロナウイルス感染拡大による事業中止等に伴う減額でございます。

13ページ下段から14ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費で、補正額は344万6,000円の減額、同じく2目体育施設費で、補正額は654万5,000円の減額でございます。これらは全て新型コロナウイルス感染拡大による事業等中止に伴う減額でございます。

続きまして、歳入、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳出と同じく、主な補正予算についてご説明申し上げます。上段より、13款使用料及び手数料、1項6目教育使用料で、補正額は334万円の減額、うち4節社会教育使用料で、補正額が320万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染拡大による有料自主事業の中止に伴う減額でございます。14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で、補正額が176万円でございます。戸籍情報システムの改修委託料の確定に伴う国庫補助金となっております。18款繰入金では、歳入歳出の収支調整によりまして財政調整基金に1,254万4,000円を繰り戻し、また地域振興基金繰入金では3,693万9,000円を繰り入れるものでございます。葛城市土地開発公社より土地を買い戻す財源に充当するものでございます。20款の諸収入、3項

4目雑入のうち、履行遅延金1万2,000円でございます。令和2年12月に契約をいたしました瓦堂池下用水路改修工事において、工期内完了ができなかった委託業者よりの履行遅延金でございます。

7ページをお願いいたします。21款市債でございます。1項1目総務債では、市有財産管理事業債で1億1,240万円、2目民生債では、認定こども園整備事業債で1,980万円、7目教育債では、當麻文化会館管理事業債で360万円でございます。

歳入は以上でございます。

簡単ではございますが、以上をもちまして、補正予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。まず歳出の2款とその歳出に関連する歳入の部分と第2表の債務負担行為補正のうち、定年延長例規整備支援業務委託、ふるさと応援寄附業務委託に関する部分について質疑を行います。質疑はありますか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず私のほうから、4ページの債務負担行為、この中のふるさと応援寄附業務委託のところで質問させていただきます。令和3年度ですね、松阪の業者と随意契約でふるさと納税に力を入れていただくということまでこ入れしていただいたわけなんですけども、今年度プロポーザルのところで、まず業者がある程度集まってくるのかというところのめどがついているのであれば、ちょっとその辺を伺いたいんです。というのは、前回やはりコスト的な問題があって、令和3年度の業者はほかよりもかなり安いということで伺っていたんですけども、今回、限度額のところは恐らくその辺の単価というか、予算を踏まえてのところだと思うんですけども、大体どのあたり、前回の業者よりも手数料を払える状態でプロポーザルを見込んでいらっしゃるのか、それが1点。

それと、令和3年度の大体的実績でもいいんですけども、教えていただけないでしょうか。その2点をお願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 おはようございます。税務課の葛本でございます。

ただいまのご質問でございますが、委託事業者につきましては、県内各市にお伺いさせていただいております。葛城市におきましては、松阪電子計算センターをお願いしておりますが、他の市でございましたら、ほかの事業者を使っているところも多数ありますので、同様のところからプロポーザルのお申込みをいただけるかと思っております。

令和3年度の実績でございます。令和3年8月末時点での寄附状況でございますが、件数にいたしまして408件、金額にいたしましては601万7,000円でございます。今月に入りまして半月足らずではございますが、この半月で51件、100万円のご寄附をいただいておりますので、これから集中的に増えると思われまして年末に向け、葛城市には多くの方のご興味をお持ちいただけるものと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、今お答えいただきましたように、業者の選定というか、その辺の単価というのは県内各市の動向を見据えて、その辺で金額を大体設定されているということですよ。ありがとうございます。令和3年の実績を今伺いましてまだまだ増えるということですけど、かなり件数が増えてきて、これまでちょっと持ち出しが多かったかなというところなんですけども、この辺で結構挽回していただいているので、引き続き進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっとお尋ねします。起債の関係やけども、5ページかな。今3つ起債の増額にちょうどなってるわけやけど、令和3年度の起債はかなりたくさんの起債を起こされていると。今、これ、補正で起債が上がってるわけやけども、今の内容で起債を起こさないで、一般会計で処理できへんのかということをお伺いしたいと思います。起債というのは、必ず返さないかん。もらえるものならええけども、全部返していかなあかん。こんだけ起債が増えていって、本当に葛城市の財政が安定していけるのかどうかということで、今回なぜこういう起債をされるのか、お聞きをしたいと思います。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 起債についてですけれども、まず起債というものはどういうものかということ、借金ではあるんですけれども、世代間公平のためにあります。これは当該年度で1年で返すのか、10年、20年をかけて、20年後の人たちも含めて返すのかという意味で起債という制度がございます。十分ご承知だと思いますけれども。10年ぐらい前と大きく違うのは、利率が大きく下がっていることがあります。今すごい低利率でありますので、逆にこれを活用して制度、施策を実行していくというのも1つの方法だと思います。委員おっしゃるとおり、一般財源だけでやるという方法もちろんありますし、それをするには基金を取り崩さないといけないんですけれども、その方法がいいのか、起債をうまく活用して事業を進めていくほうがいいのかという方法で、今は低利率でございますので、起債をうまく活用して基金の取崩しをできるだけ少なくするという方法を選んだということでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長がおっしゃることは確かなことで、確かに金利が下がってるから借りていって、いわゆる起債というのは今現在の人が返すというのやなしに、将来にわたって返済していく、この考え方やと思うんですね。ところが、私は国のことはよう分からんけども、市町村、何ぼ金利が下がったというたかて、お金は絶対に返していかなあかん。これを見る限り、こういうふうに借金をどんどんしていくと、おっしゃることはよく分かっているけども、こんな小さい市町村で借金が増えていくなってきたら、先々財源が詰まってくることは目に見えている。今、私も決算を見てるけども、財政調整基金をやかましく言うのやないけども、財

政調整基金も減ってきている。今おっしゃるように取崩しを少のうする、今現在はそれでええやろう。しかし将来、先になったときに、誰がこれを返済していくんや。そやから、以前からできるだけ借金を少なくしていくという方法でやってきてたと思うんです。そやから、国や県、あるいは市町村と考え方が違うというたら、ちょっと私もそんなに専門が違うので分かりませんが。どう考えても起債が増えていくなってきたら、将来にわたって返済する財源が本当に確保していけるのか、その辺が心配やから私は言うてるだけで、起債を借りたらあかんと、そんなことを私は議論しているつもりはありません。副市長がおっしゃるように、今安いから借りていけ、しかし政府債を借りたときに、例えば7%で起債を借りた。それを繰上償還します。財政法上は認めてるけども、なかなか国は認めてくれへん。それは何や。ただ、ここは7%で借りてる。国は、例えば5%なら5%の金利で借り換えていく。市町村はそのままやっていかなあかん。以前から何遍もそれでやってきたけども、国は認めてくれなかった。そやから、私は国と考え方が違うのと違うかなと。そやから、そんなことも考えていったら、今は2%で借りたら金利が上がっていったって、それは2%でいくのかもわからんけども、やっぱりそういうことを考えていったら、私はあまりこんな起債を発行していくというのはどうかなというふうに思うから、聞いてますねやんか。そやから、副市長がおっしゃることは分かるけども、例えば市町村の財政の運営としてどういうふうにしたらええんかということ、もし教えてもらえるんやったら教えてもらいたい。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 国と都道府県、市町村は若干違うのはおっしゃるとおりで、委員おっしゃるとおり、乱発に起債を打っていいというふうには私も申し上げておりませんので、将来を見越して、どれぐらいまでなら耐えられるかというのは考えながら、それはそもそも歳出のどれぐらいの規模でやるのかということにも関わってくると思いますけれども。今現在で申しますと、都道府県も市町村も裕福なところはあれですけども、完全に一般財源にできるところなんかは別ですけども、起債をうまく活用しようという傾向が強いように私は思っています。だからといって、おっしゃるとおり、将来どれくらいだったらうちが耐えられるのか、公債費がどれぐらいになっていくのかというのは当然見込みながら、あとは交付税措置のある起債をうまく活用しながら、できるだけ交付税措置のないものは活用しないというのはおっしゃるとおりだと思います。それをどうやってうまく活用するか、地方財政措置をどうやってうまく活用するかというのが今までより自治体に求められているんだと思いますし、葛城市においてもここ一、二年でどう地方財政措置を活用するかというのは、私も口酸っぱく言ってきたつもりです。職員自身もこういう起債を使えないですか、これ、交付税措置があるんじゃないですかというふうに私に質問してきていただいたりしておりますので、そこはうまくいっているのかなと思っております。おっしゃるとおり、どんどんやっていけというふうに私も思っておりませんので、できるだけ少ないほうがいいというのはおっしゃるとおりかと思えます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それは、副市長は専門家やからそういう話になると思うけども、やっぱり財源的には非常

にしんどい。ずっと税金を見ていっても、葛城市が合併して大体40億円前後ぐらいで推移している。大きく変わるのは固定資産税、法人税で変わってくる、これが現実やと思うんですね。だから、このまま何とかいったら、そらいけるかもわからん。しかし、税金が伸びへんかったら、この葛城市はとてやないけど、このままいったらしんどいのと違うかなと思うから、副市長がおっしゃってることは私もよく理解しているつもりやけども、やっぱり活用するのも大事かしらんけども、できるだけ起債を減らしていく方向でいってもらえたら一番ありがたい。私はそれしか言いようがないと思うのでね、こんなに議論したって、お互い分かりながら議論をやっておるわけやけど、最終的に私はお願いしたいということしかしやあないかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

1つだけお聞きします。歳出の2款1項総務管理費の1目一般管理費の説明のところですが、人事管理事業のところ、ページ数は8ページです。報償費、職員採用試験委員謝礼及び下のところに職員採用試験委託料というふうに出ております。合計で約79万円ですかね。当初予算にはこの採用試験の予算が組まれて、既に執行されていると思うんです、今年度の採用試験については。だから、追加の採用試験をやるということではありますが、これはどういう理由で追加の採用試験の実施が必要になったのか。恐らく何人か辞められたんでしょうけれども、できたら辞められた方の数とか理由とかが分かればお願いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

職員採用試験の委員謝礼及び委託料補正理由についてご説明申し上げます。職員採用試験委員謝礼及び委託料補正理由についてでございますけれども、令和3年度当初予算作成時には実施予定ではなかった、令和3年9月採用に係る職員採用試験実施に伴いまして、令和4年4月採用に係る職員採用試験委員謝礼及び委託料に不足が生じるため、9月採用試験執行分を増額補正させていただくものでございます。

辞められた職員の数でございますけれども、まず一般職につきましては4人が辞めております。それから保健師が1名退職になったものでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 4名ほど辞められたということですが、これは中途退職ということで4名辞められたということですか。保健師の方が退職ということなんですけれども、退職という言い方と辞めたというふうなことをおっしゃいましたのでね。これは1回目の質問なんですけど、ちょっと趣旨が分からないので、その説明の。その違いを教えてくださいませんか。

増田委員長 詳細な内容説明をお願いします。

植田課長、1問目の質問の答弁をお願いします。

植田課長。

植田人事課長 これは令和2年度末に退職した職員が2名、それから令和3年度中に退職した職員が2名ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 いずれも退職ということでありますね、分かりました。理由をおっしゃらなかったんですけども、これについてもどういう理由かちょっとお願いしたいんです。というのは、これ、中途退職ですよ。例えば、入職何年目でこういう中途退職が発生して、これはちょっと多いと思うんです、実際に中途退職とすれば。その理由とか原因とかそういうことを把握されているのかどうか。でないと、毎年この時期に採用試験について、また補正予算を組まなければいけなくなるということになるのかどうか。そのことでお聞きしたいと思います。これは2つ目ということで結構ですので、お願いします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 退職の理由でございますけれども、健康上の理由という職員が1名、それから自己都合による退職が3名ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 私の質問にちょっと答えてもらってないんですけれども、そこをお願いしたいんですけどね。つまり入職何年目ぐらいの人が退職しているのか。例えば、50歳の定年間際で退職してるんやったら、まあそういうこともあるだろうと思うから聞いているので、2問目の質問で答えられていないので、ちょっとお願いします。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 何年目と具体的にになるとちょっと個別になりますので、どれくらいかということですが、若手職員、10年目ぐらいまでで2名、10年目程度ぐらいが1名、20年、30年目ぐらいの方が1名。それぞれ先ほど申し上げましたとおり、自己都合にもいろいろありまして、新たなキャリアを目指すだったり、いろいろな理由がございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 退職者が少なければ、恐らく会計年度任用職員等で補充して残りをやっていくということが普通だろうと思うんです。新たに追加補正で4名ですか、採用試験を行う、保健師の方も含めたら5名になるのかと思うんですけれども、やはり職員の働き方の問題と関係していると思いますので、ここら辺は今後、来年度も含めて、どういうふうな状況になっていくのか、ちょっと注視してまいりたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 人件費について、全般的にちょっとお聞きしたい。これはどこがどうとかはないんで

すけれども、今ワクチンの対応で職員の方々はすごい頑張っていたいただいて、社会教育センターへ行っても僕もワクチンを打ちましたけども、職員の方々は皆さん頑張っていたいて思うんです。僕はそのときちょっとふっと思ったんですけど、休日出勤とか結構どこかで出てくるのかなとか残業代とか出てくるのかなと。今回見ている限り、どこかあんまり分かってないんですけど、休日出勤とか残業というのは当初の予算内でいけてるという感じなんですかね。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

当初予算の範囲の中で執行させていただき予定をしております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。ちょっと僕、気になって他市の状況とかを比べていろいろ調べてきたんですけども、どこは言いませんけども、補正とかで休日出勤がどさっと上がってきて、葛城市は予算内でできているのでそれはありがたいんですけども。僕は夜とか市役所、新庄庁舎、當麻庁舎を通ったときに、夜遅くても電気がついている課があるんです。まあまあ偏ってるのかなと、ちょっと思ったりもするんです。今コロナのワクチン等でお手伝いしていただいている職員たちで僕が気になるのは、偏った方々ばかり働いてもらってないかなと。ちゃんとした割り振りというんですか、そういうのがちゃんとできてるのかなというのでちょっと気になったんですが、その辺はどういうふうな決め方をされているんですか。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 偏った職員に偏っているかという質問でございますけれども、特にコロナの関係でございますけれども、令和2年度では特別定額給付金事業において短時間に集中的な業務が見込まれたため、一部の職員だけに過大な負担がかからないよう、可能な限り全職員に応援を呼びかけております。令和2年4月から5月にかけて24名の職員から協力を得て、延べ237時間の時間外勤務を行いました。令和3年度におきましても、新型コロナウイルスワクチン接種業務について全職員の応援体制を取っているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちゃんとやっていただけると、それを聞いて安心しました。偏った方々が無理して働いていることはないとは思っておったんですけども、今後引き続きまだまだあると思うので。ほんで、職員の方々が頑張っていたいただくのも、またご協力をお願いすると思うので、その辺だけきっちりお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、2点質問させていただきます。

まず、8ページの財産管理費の中の市有財産管理事業の、もちろんこれは庁舎機能再編推

進室に係るところの公有財産の購入費ですね。これ、今回、駐車場という形に充てられるということですが、改めて今あるところ、多分、現状で使っていただいているところだと思っておりますが、何台止められるような整備をきちっとされていくのかということ。

それから、17節備品購入費ですが、庁舎の備品、当麻庁舎に係るものだというふう聞いております。改めて、当麻庁舎の備品としてはどういうものなのかということをお聞かせいただきます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 おはようございます。庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの川村委員の、まず1点目の用地購入費につきまして、この新庄庁舎の駐車場に何台止められるかということでございますけれども、現在約100台ほど職員が駐車場のほうへ止めております。

それから2点目、備品購入費になりますけれども、こちらは今、特別委員会でも検討しております総合窓口について、その総合窓口に置くPOSレジスター、レジを購入するものでございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 駐車場なんですが、現状は100台、これ以後も所有者は変わりますけれども、100台のままだという認識でいいのかなと思うんですが、結局もっとたくさん止められるような整備をきちっとするのかというふうには私は思ったわけなんですが、そのあたりはどんなふうにかえられるか。100台は100台のままなのかということですね、もう一回確認をさせていただきたい。この用地を購入して、新たにきちっと職員が少しでも多く駐車ができるような形を取っていく努力をされるような形も考えておられるのかどうか。当麻庁舎の備品というより、要するに新しい分庁舎のレジスターということで、前のがもう古くなって使えないような状況で買われるのか。要するに再利用するには至らないのかと、これだけもう一回確認させていただきます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますが、まず1点目の用地購入費の職員の駐車場の整備ということでございますが、先ほどは100台と申し上げましたけれども、当麻庁舎から職員が移ってきますのが、約80人ほどおりますので、その分につきましては、近隣の庁舎、もしくは近鉄新庄駅前の駐車場等を賃借という形で検討しております。

2点目のレジスターのことですが、これは総合窓口のほうに新たにレジスターを購入して使用するものでございまして、現在、市民窓口課で使っておりますレジスターのほうは、登録というのが証明書の登録件数が約50件ほどなんですけれども、それが総合窓口になりますと、諸証明等全般を扱うということで、かなりの諸証明の件数がございまして、それに対応したレジスターを購入するものとしております。

増田委員長 川村委員。

川村委員 結局、新しく買われる用地購入に対しては、今と変わらない状況やということですね。今、職員にとって、足元はいろいろと使いやすい状況なのかということをやっと確認もしておいていただきたいのかなど。この際、きちっと整備をされていくべきだというふうにも思いますし、こういった折に、そういう意外と目を向けなかった場所というのは、やっぱり庁舎の、これは葛城市の今度は市有財産になるわけですから、やはりその維持管理、それから近隣は結構住宅も建ってきてます。草とかそういった管理とか、そういったこともきっちりしてご迷惑のかからないような状況はこれまでも同じなんですけども、改めてそういったところもやっていただきたいと思います。

當麻庁舎のほうのレジスターは、要するに今度の新しい庁舎のあり方をきちっと整備される中で、ぜひ必要やということで分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 川村委員の関連で、駐車場の件なんですけども、本当に近隣のことを考えて整備していただきたいなというところで、今、砂利をちょっと敷いているところと土のところがあると思うんですけども、結構、夏場になったら土地が乾いて近隣の洗濯物にすごく砂ぼこりがかかるようなことも聞いていますので、できればアスファルトにされるかどうかというようなところもちょっとお伺いしておきます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問ですけれども、アスファルトにするかどうかも含めまして検討させていただきたいと思います。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。そのように近隣のことを考えていただいて、整備のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 駐車場の件を僕もちょっと1個言いたいんですけど、現在の新庄庁舎の北側の車の線あるじゃないですか。その西側にも皆さんが止めていってるじゃないですか、線がないのに。あれ、どこまで車を止められるとか、僕は前から思ってたんですよ。満タンまでいってるときもあれば、がらがらのときもあると。あれは、ここまで止められますよという線をもっと増やして、皆さんが止められるようにしたほうがええような気がするんですけど、その辺もついでにできないのかと、これだけちょっとお聞かせ願いますか。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 その辺も含めまして、トラロープを再度整備するであるとか、そういったことも検討をさせていただきたいと思います。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 これ、言うところがなかったの、ちょうどよかったです。あれ、ほんまによく分か

らないんですよ、僕。あそこまで行ってはる人もおるし、なんか止めたらあかんのかなと。作業スペースがあるねやったら、それだけ確保して、それ以外は駐車場にしたらいいと思うので、その辺もついでにといたらなんですけども、検討をお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳出の2款までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをお願い申し上げます。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出の3款とその歳出の関連する歳入の部分と第2表の債務負担行為補正のうち、認定こども園給食業務委託に関する部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、幾つかお聞きします。まず最初に、債務負担行為補正の4ページのところですが、認定こども園給食業務委託ということで、令和4年度から令和5年度まで924万円ほど限度額として補正されているところです。これにつきましては、本来、保育については自園調理が原則で、多くの葛城市内の私立も公立も自園調理でやっていると。来年度、0歳児から2歳児の小規模保育所が2か所ほど開設されますけれども、そのうち1つは自園調理でされると。もう1園は連携施設から、認定こども園をやっておられるようですからその連携施設、同じ資本の中で配食するということでもあります。認定こども園は、幼稚園と保育園へ通っている子どもたちが1つの教室で学習して、新たなこども園として園児として出発するわけですが、夏休みとか冬休み、春休み、これまで幼稚園の教育を受けていた、そういうコースに行っていた園児は当然休みを取るわけですね、長期休暇。しかし、保育を必要とする園児たちは、夏休みも冬休みも春休みも登園しているということで、当然給食が必要になると。認定こども園につきましては、学校給食センターから、今は幼稚園が学校給食センターから配食されていますから、認定こども園についても学校給食センターからの配食ということになるわけです。ところが、学校給食センターが夏休みとか冬休みとか春休みは、これは学校に合わせて給食を作らないということになるわけでありまして、そこで認定こども園給食業務委託ということで、民間にこの業務委託するということなわけでありまして、3歳から5歳まで、特に3歳児などはそうですけれども、保育所が自園調理を原則としているのはなぜなのか。なぜ保育園で基本的には自園調理を原則としているのか、まずここを押さえておかないと。自園調理でないということで新たに民間委託するわけですから、ここをやっぱりしっかり押さえておいて、プロポーザルをするんだっとならなければならぬと思いますので、このことについてお伺いしたいと思います。これが1点です。

それから、2つ目ですけれども、9ページになります。3款民生費の1項社会福祉費、5目老人福祉費の中の敬老事業です。敬老会中止ということで、これはコロナの影響ということだろうと思います。それに関係する不用額ということで、中止に伴って減額補正になっているわけですが、葛城市の場合は非常に公共施設を閉じたりして、あるいはグラウン

ドゴルフ等の運動場なんかも使えないということで、緊急事態宣言中ですね。また30日まで延期されるということですが、この間も議員の方々には住民の方々からいろいろ意見を聞いておられて、やっぱりこれは困ると。高齢者の生きがいとかそういうものが奪われていると。他市はやってるじゃないかということがありまして、敬老会については中止しているところが多いと聞いております。しかし、中止だけでいいのかと、敬老会ね。コロナで大変なときに高齢者の人を励ます何らかの施策が、集まらなくてもいいですよ、でも何らかの形で市からお祝いのメッセージを出すとか、そしたらこんな単純に減額補正して「はい、終わり」ということなんですかということになると思うんですね。そこら辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

同じく10ページの3款民生費、1項社会福祉費、7目いきいきセンター管理運営費の中のところです。ここも高齢者のいきがい対策事業として、これも減額補正になっているわけですが、その中に保健師謝礼というのがあります。これについては、これからやろうとする何か行事についての減額なのか、これまでの不用になったことについての減額補正なのか、これをちょっとお聞きします。つまり、これからやることについて減額補正しようとしているのか、それとももう既にやられなかったから減額補正しようとしているのか、この点について伺います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いたします。

老人福祉費のほうの敬老事業におけます248万4,000円の減額です。先ほど言っておりましたように、敬老会に係る消耗品であったり、印刷製本費、通信運搬費、損害保険料であったり、最終的には公演の委託料、全てにおいて一旦減額をさせていただいた分になっております。去年に引き続きまして、今年も中止ということで事業のほうはさせていただいたんですけれども、先ほど委員のほうにおっしゃっていただきました、65歳以上または70歳以上の方についての全般的な施策については何か集まるとか励ましというか、お手紙を渡すというところについては、ちょっとすみません、今年度についてはなかなか考えていないところだったんですけれども、ご意見をいただきまして、また来年度に向けて何かできることはないかということは検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

増田委員長 油谷所長。

油谷長寿福祉課主幹兼いきいきセンター所長 いきいきセンターの油谷です。よろしくお願いたします。

先ほどのご質問のいきいきセンターの分の保健師の謝礼の減額についてですが、こちらのほうは、いきいきセンターの休館の期間に伴いまして、通常いきいきセンターのほうで実施しております健康相談について、こちらのほう、休館の期間で開催できなかった分について、その分の減額でございます。

以上です。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事兼待機児童対策室長 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いたします。

最初の谷原委員の質問ですね、自園調理の理由だったと思うんですけども、基本的には食育面であったりとか、あるいは出来たてのものを温かいうちに出したいということのために自園調理が出てきたと思います。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初のほうからいきましょうか。質問と順番が逆になってあれですけども。まず敬老会の中止です。ここが私は非常に機械的、一律的にコロナ対策でばしっと閉めた。私は怠慢だと思っています。ほかの市町村は、苦勞しながら高齢者の生きがいを何とか守ろうと。これは後でまた社会教育のことも言いますが、そういう発想があったら、これはできないんだから高齢者を励まそうと。そしたら、お手紙を出すと、コロナ禍で大変ですねと。やりようはあったと思いますよ。閉めて終わり。また極めて冷たいということをおきます。

それから、2つ目ですね。保健師の謝礼についても、これは健康相談なんです。今は学校も開いてる、役所も開いてる、相談活動もやってるわけですよ。何で健康相談、これをやらないんですかと。今、高齢者の方は公民館とかいろんところが閉まっているから、ストレス発散をどうされているかというたら、飲食に行かれてるんですよ、お友達と。飲食が増えてたというてるんですよ、行けないから。何のために閉めてるのかと、コロナ対策で閉めているのが本当に実態に合っているのかと。そこで例えばクラスターが発生したりとかそうなってるのかと。むしろ危険なほうへ追い込んでいるんじゃないかと。ほかの市町村はやっているわけですから、だからこれはちょっと考えてほしい。これまでも議員からもいろいろ意見があったと思いますが、これはますます30日までまた延長になりましたから、がっかりこられている人は結構おるんですよ。ほんで伺うと、やっぱり元気をなくされている高齢者も増えています。そういう意味では、もう既に期間中、開催できなかったものについての減額ということですから仕方ないですけど、この分については。今後こうした減額はないようお願いしたいというふうに思います。この2つのは意見にとどめておきます。

それから、最後の3つ目ですけど、自園調理の理由ですが、これだけやったら食育面と、それから温めたら終わり。これだけでいいんですか、保育の給食の自園調理の理由が。思いますと言われたから、ちょっと心もとないなと思ったんですよ。それでまたこのプロポーザルをやっても大変なので。例えば、学校給食センターでも様々なアトピーとかアレルギーとか配慮をされていますよね。小さい子は余計に配慮が必要なんです。だから、基本的に私は自園調理が重要だと思っています。そこら辺のことについて、どういうご認識なのか、これについても一度お聞きしたいと思います。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。

保育指針の中に最近、食育というところが大きくクローズアップされておりますので、そういった意味で、先ほど理事が答弁させていただいたところがございます。また、委員おっしゃるように、アトピーとかアレルギーのお子さんが最近結構多くなってこられております。

ので、そちらにつきましてもしっかりと対応できるように、私どもも管理栄養士を雇用いたしまして、全部の園の給食につきましてもしっかりとやっているとございますので、ご心配のところがないように、1つは食育ですので、例えば地産地消であったり、そういったところ、後はアレルギーの対策をしっかりと万全に取って運営できるような体制を整えてまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 食育も大事だと思うんですけど、私が懸念しているのはやっぱり保育事故です。保育事故でそういうことが起こることを一番注意せなあかんことなので、学校給食センターのほうで当然今でも把握されておられると思います。例えば、これを民間業者に委託するプロポーザルの際に、例えば引継ぎも含めて、そういう能力も含めて、ここはきちっとやってもらわないと、最初から食育と言われたら、そういう一番大事なところが欠けると思いますので、それはしっかりやっていただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の関連で質問させていただきます。アレルギーの対応のところでも重ねてお聞きしたいんですけども、特に子どものアレルギーに関しては、年齢が高くなるにつれて、人それぞれなんですけども、一般的に程度が軽くなっていく子が多いんです。1つ具体例を申し上げますと、かつてある学校の附属幼稚園で非常に重度なアレルギーの子がいらっしゃって、牛乳のアレルギーということで、1滴でも皮膚につくとアナフィラキシーを起こしてアドレナリン注射のエピペンを打たないといけない。その子が小学校に上がる際にも、保護者を含めて教職員もそういう講習も実際やりましたけども、特に幼稚園のときに大変だったんですね。本人が小さくて注意しきれないところを保育士がやってらっしゃったんですけども、それでも対応できないと。例えば、ほかの子がこぼしてしまった、それが飛び散った、あるいは手についたやつを水道で洗って蛇口に残っているやつを触ってショック症状を起こす。そういうところまでかなり気を遣ってらっしゃいました。だから、食事だけの問題じゃなくて、食べる環境、食べた後の環境の対応まで必要なんですよ。そこのところをどう考えてらっしゃるかだけお伺いしたいと思います。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事兼待機児童対策室長 食事のときの環境ということなんですけども、アレルギーによって大きな机で食事していただいたり、あるいはほかの子どもとちょっと離すような形の運用、現行も磐城小学校附属幼稚園なので、同じような運用を既に取ってらっしゃいますので、そこは徹底しております。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。そういう形になると思います。やはり近年、これはある医師の方から聞いたんですけども、アレルギーまではいかなくてもアトピー体質の子が非常に多くて、

特にその日の体調、あるいは食材によって何か異常を来すという子が多くなってきているという話がありました。そういったときに先生方の対応の負担が増えていくと思うんです。今この子と分かっている場合はいいんですけど、やっぱり突発的なケースもありますので、そのあたりはやっぱり小さい子ほど増えていくという可能性がございますので、その辺を踏まえた上での運営、業務委託も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 先ほどの谷原委員の関連ということで、敬老事業につきまして、敬老会がなくなったということなんですけども、本年度の予算の編成のときに敬老の記念品というのも今年からはないんですよね。それを送ったり、渡してもらおう手間とかいろんなことをこの何年か工夫されて、結局金額にしてそんなに高いものではないからもう廃止にしようという流れになったということで廃止やと思います。それもない、敬老会もない、私はやっぱり高齢者に対するいたわりが本当になんか少ないと思います。私も同感です。集まったりできなかつたら、記念品というか、記念品というのは何がふさわしいかって難しいと思うんですけど、いつぞや昔、蓮花ちゃんのかわいいタオルが配られたと思います。あれ、とても気分もよくなる、葛城市が思いを込めて渡してはったと思うんです。タオル体操というのもできます。そういった内容を書いたものを、家でタオルでこうしてね、こんな体操してねと、体を動かしてねという言葉添えてあげるだけでもいいのと違うかなと。私も谷原委員がそない言われて、今回は敬老事業の中の敬老会だけじゃないということも併せて、ちょっと検討してやっていただきたいなというふうに思うんですが、そういったことを急に言われてもと思うんですが、コロナで疲弊された高齢者に対して何かねぎらうようなことのお話や、そういった議論をされたことがあるのか、ちょっと確認だけさせてください。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いたします。

敬老会をなくすに当たり、やはりいろいろ議論はさせてもらいました。何かできないかということを実際にいろいろ職員と一緒にあって、例えばもっと回数を多くして人数を分けて、たまたま今閉館になってしまったので使えなくなってしまうんですけど、中止を決める当時何かしら少しでも形ができないかなということでは議論はしました。ただ、やっぱり今年度については恐らく難しいなという時点で、いろいろ公演の委託料のキャンセル料とかの関係もありましたので、7月でしたかね、中止のほうを決定させていただいたところなんです。また、記念品の話は、もちろん敬老会があるという前提ではあったので、両方一度になくすということはその当時は考えていなかったもので、記念品につきましては、当時予算のときにも、今現行でいいますと大体金額も300円程度の予算で取らせてもらっていたんです、去年まで。そしたら、なかなか皆さんのご希望に添えるような、どの方にもという商品選定が難しくなってきたのもありまして、一旦記念品のほうは廃止させていただいたんです。それと、敬老会がなくなるということはその当時は考えておりませんでしたので、別

物だったかとは思いますが、先ほど委員にも言っていたように、今後、来年度に向けては何か違う形でできないかとかちょっと模索しながら、またご意見も教えていただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 時期は遅れても、コロナに対するお見舞いというのは、本当に高齢者の方はカラオケも行けない、声を出さないだけでとても元気がなくなってます。今こうして私たちも歩かせてもらっているのです、余計にその声を聞きます。今回はたまたまダブルで敬老記念品もない、そして敬老会もないと、こんな年になったわけです。ぜひとも、ちょっと前向きな検討をお願いしたい。要望させていただきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 10ページ、今、児童福祉費を議論されていますけども、2,200万円工事請負費を計上されているので、この内容ですけども、認定こども園について6月の補正で設計591万円4,000円とか工事121万円、備品276万円を補正された。それで、また今2,200万円補正されている。例えば、設計を発注しましてんと。それで、決まったよってにこの工事費を計上するということなのか、もっと当初に本当にどうやということを検討して補正予算を上げるのか。それと、4月に新しく磐城小学校附属幼稚園が発足してどこを工事されるのか。このくらいの大きな金額を工事せなあかんということになってきたらどうなるのか、全面的に教室を模様替えるのか、いろんなことがあると思うんですね。だから、これを例えば認定こども園にするねんやったらするような格好に、当初から磐城小学校附属幼稚園をこうするねんという設計とかをしないと、極端に言うたら、こんな無駄金は要らへんのと違うかと私は思いますよ。ほんで、補正を出してくるのはありがたい。それ出してくるんやったら、やっぱりこれから3月末までの要る費用が幾らやというふうな形で出さんと、6月に補正を出しましてん、また9月にしましてん、3月になったら減額しまんねん、本当にこんな予算でええのかな。ずっとこれからまた決算があるけども、決算を見てたら本当にこの予算の組み方できちっとやっているのかどうかということを確認せないかんと思ってるので、生意気なことを言うて悪いですけども、何で今に2,200万円の工事を組んでるのかということをお願いしたい。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事兼待機児童対策室長 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

なぜこの時期にということでご質問でございますが、6月の時点で組ませていただいたのは、まずは設計委託料、それから明らかにこれは要るでしょうという我々の見込みで組ませていただいた備品類等でございます。今回の補正予算の工事費なんですけれども、まず設計委託の6月の補正によりまして設計業者を決定させていただきました。現在、建築確認の申請中なんですけれども、その設計が終わりましたら直ちに工事を着工したいということでございます。ただ、建築確認がまだ下りてない状況で設計中なので、今回は認定こども園として認めていただく条件を満たすようなものに関して工事の予算を入れさせていただいており

ます。具体的にいきますと、調理設備の設置で944万3,000円、トイレの改修で140万1,000円、排煙対応で79万9,000円、非常用照明設備の工事で210万4,000円、それから仮設工事等の共通のもので625万3,000円となっております。

磐城小学校附属幼稚園をなぜ最初から認定こども園ということで想定していないのかというご質問もあったと思うんですけども、磐城小学校附属幼稚園の設計当時は保育料の無償化というのがなかった状態で、そのまま磐城小学校附属幼稚園の人数がずっといくであろうという見込みの基に造っておりましたので、認定こども園というのは考えてなかったということでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、これは調理室を増築するということか。

(「調理設備」の声あり)

岡本委員 また増築するの。

(「改装や」の声あり)

岡本委員 改装するの。ということは、今現在あの中を改装するんかい。建築確認を取るということは用途変更をするということか。建築確認を取るというから、また増築かいなと思ってんだけど、用途変更をするということか。ただ、幼稚園を保育園に用途変更するの。

それと、今言うてるように、揚げ足取るねやないけども、6月は見込みでしましてん、今は設計してはっきり分かりましてん、ほんまにそんでええんかいなと、予算の組み方として。きつうに偉そうに言うねやないけども、予算の組み方ってそんなに甘いものと違うやろう、私はそれを言いたい。今、保育の無償化とか出てるけども、それはそれも大事やろう。認定こども園というのは、降って湧いたように出てきたのと違うんかなと私は思ってるわけや。それやったらそれで、初めに磐城小学校附属幼稚園を建てるときに、そこへ併設するなら併設する計画があるねやったら、そういうことをすべきやと思うし、いきなりぽんと飛び出してきてやんか。ほんで、こんだけ要りまんねん、こんだけ要りまんねん、財源が足らん、しんどいねんってみんなが言うてるわけやんか。ぽんぽんこんなもん金さえつけてくれたらええわ。ほんまにこんなやり方でええんかいなと思うから言うてるわけやさかいに、ちょっともう一遍詳しく教えてよ。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。

計画性のところ等でご質問をいただいているのだと感じております。まずこちらのほう、認定こども園にさせていただいたんですけど、するに当たって種々検討を重ねてまいりました。その中で先日の厚生文教常任委員会でも発言させていただいておりますが、市長のほう。認定こども園にするときに、幼稚園のほうで補助金返還ということが発生するのか、ないのかというところを十分に上部組織と検討、問合せをしまして、そして発生しないと。基準が4月1日だったと思うんです。4月1日に幼稚園で開園なさっているのであれば発生はしませんよというところもおっしゃっていただいております。ですので、総体的に費用の

ことを考えますと、今改修というところは発生しておりますが、これは当初からの認定こども園でしたら、面積割でいただけない部分も出てきたというところも考え得るので、結果的にはこのスケジュール感で費用的にはありがたくいけてるのかなというところはあるんです。ただ、おっしゃるように、金額が高いよなと思われるというところにつきましては、しっかりと我々も精査しながら執行していきたいと思っておりますので、補助金の返還をせずに済んだ部分で、4月1日は幼稚園で運営というところは大いに意義があったのかなと思っております。その中で、今、食事の部分ですね、食事施設というところの改修をするという部分が発生しているのかなと思っております。

以上でございます。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 1点だけ、今年度の6月補正と9月補正の違いですけれども、6月補正で上げさせていただいたのは、今回の工事費を出すための設計費用と、あとは下のタイルじゃないですけども、ちょっと柔らかいクッションみたいな、主にはそういう備品の関係でございましたので、概算を6月でやって、さらに9月に必要になりましたというよりも、6月で工事費用が大体固まりましたので、今回2,200万円という工事費用を計上させていただいたということでございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 部長の説明やと、補助金の関係で幼稚園で補助金をもらうために建てたと。極端に言うたら、1か月でも使わないと認定こども園の保育業務にしたら補助金が引かかってくると。極端にはこういうことやんな。そやから、幼稚園で補助金をもらいました。ある程度、国と調整しながらいったら、1か月か2か月かたったら、それは返還になりませんよ、流用にもなりませんよということやから認定こども園を造ったと。まあ極端に言うたら、そういうことか。ちょっとこれはうまいこと説明せんと、誤解を招いたらあかんわな。やり方は悪いとは言わん。補助金のもらうやり方やから。それは立派なやり方やと思う。しかし、あんまりはっきりここで言うてもうたら、それはよう分かったから言わへんけども。

副市長が言われた、まず設計委託を組んで、それから工事費をはじく、これは当然やと私も思いますよ。しかし、それやったら、どの事業でも理屈のこね合いをするねやないけども、どの事業でも当初から設計を組んで、工事請負費を組んでということは当然やん。一々、ほんなら今、当初予算で設計を組みました、発注しました、9月には工事費を組みまんねんと。副市長、ちょっと気を悪うせんと聞いてくれなはれや。私はそんな意味で言うてんのと違うわけや。私が言いたいのは、もっと職員として予算を組むときに、きちっとそういうこともやるべきと違うんかと言うてるわけや。私が偉そうに言うてるのと違う。私が言いたいのは、本当に職員がこの葛城市、市民のために仕事を一生懸命やってくれてるということはどう分かるけども、一部の人が横を向いたら、みんな職員は一緒の鎌で刈られるわけや。一生懸命に真面目に仕事をしてる職員もおる。そやから、そういうことやから予算もきちっと出してほしいということで私はやかましく言うてるわけやからな、今後からそういうことも気をつけて、今度の予算要求をするときにはきちっと出してくる、こういう姿勢をしてほし

いというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと手を挙げるつもりはなかったんですけど、先ほど谷原委員と川村委員の敬老会の話を聞いて、僕はあんまり意味が分からなかったの、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどのご答弁やったら、今年は何もしないということですかね。来年度は考えると言わはった。今、谷原委員と川村委員がおっしゃったことを聞いていて、検討します、今年もと言わはるのかなと。これ、減額でやって何なり、先ほどの理由は分かったんです、聞いていて。なるほどね、なるほどね、今こうなって減額します。じゃあ、今年はどうすると言わいただくのかなと思ったんですけど、来年度はと言わはって、今年は何もしないということなんですかね。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

今年度につきましては、一旦、敬老会のほうは中止になります。あと、敬老の事業で残しているというたら変ですけど、執行している分につきましては、引き続き88歳の方へのお祝い品と100歳の方へのお祝い品につきましては、例年同じようにお祝いの品はお送りさせていただきます。先ほどこの敬老会に代わるものということで、今年はどうかというところでしたけれども、申し訳ございません、今年については一旦中止ということとどめさせていただくことで、もちろん来年もこのような事業を計画は同じようにしていく必要があるかと思っておりますので、形が変わるかどうかということも含めて検討していく予定でございます。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 今申し上げたのは、敬老会の代わりでということでは予算とかはちょっとありませんので。ただ、委員の皆様がおっしゃてるのはもっと広い意味で、今後、高齢者の方たちに何かすることはないとか、ほかにいろいろ考えてくれないのということだと思っております。それは市長からも、代わりにできることは何かないんですかというのは常に質問させていただいておりますので、これの代わりにこれをしますという1対1ではないかもしれないですけども、今後コロナの行動緩和とかもありますので、どういうことができるのかというのは、別にお金がなくてもできることはいっぱいあると思っておりますし、必要があれば補正予算というものもあると思っておりますし、何ができるのか、何をすべきなのかというのは検討させていただきたいと思っております。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 代わりができないというのは分らないんですけど、毎年楽しみにされている方があって、僕はちょっとよう分らないんですけど、敬老の記念品とかでも、最初はできへんというのは分かるんですけども、敬老会の会場の云々かんぬんがあるから、今年は記念品だけにしようかと。先ほどの答弁でも、300円で皆さんが好きになって、皆さんが好きなやつを選ぶんじゃないかと、そういうふうな記念品をちゃんと考えて渡すということは、9月20日に絶対渡さなあかんという決まりも多分何でもないと思うので、ちょっとその辺は今年の

ことに関しては、いや、うーんじゃなくて、それは何もないんでしょう。

(発言する者あり)

杉本副委員長 だから、それはもう一回ちゃんと考えていただかないと。やっぱり僕もいろいろストレスを感じてはる人をいっぱい聞いているので、できることはできるようにやっていたらいい。今、副市長はできることはやると言っていたんですけど、先ほどの答弁やったら今年は何もしはれへんみたいに聞こえたので、ちょっと聞かせていただきました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 10ページのところで、認定こども園の事業、先ほど来から出ている工事請負費のことなんです。ちょっと気になりましたので、これは確認なんですけど、調理室と調理施設、これは違いますよね。どちらを造るのか、委員の中で正確に聞いてましたら、そこはどうなるかなという感じがしましたので、これはきちっとしておかないと自園調理の問題と関係しますので、そこをちょっと説明していただけたらと思います。

それから、2つ目ですけど、トイレ改修というふうにおっしゃいました。これはどういう改修なのか、ちょっとお聞きします。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事兼待機児童対策室長 まず調理室か調理設備かということなんですけれども、現在設計しておりますのは調理設備でございます。具体的には現在、倉庫で使っているスペースを調理設備に変えるということです。

それからトイレの件です。トイレの件につきましては、現在、低年齢児のトイレというのはあるんですけども、そちらの便座を一部変更する、それから沐浴スペースの改修ということなんです。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 設備ということで倉庫を改修するということなんですけど、そこは調理ができる施設ではないですね、運ばれてくるわけですから。その運ばれてくるものを温めるとか、ちょっと何かをするというぐらいのことなんですか。調理できるのかどうか、これをちょっとお聞きしたいんです。

それからもう一つは、トイレの件なんですけれども、便座の改修ということなんですけど、幼稚園を新しくしたときに、当然幼稚園は3歳児からですよ。今度の認定こども園も一応0歳から2歳はないので、来年度は、3歳児からですよ。何で改修が必要になるのかということをもう一度お聞きしたいんです。というのは、これは真新しい幼稚園として建ったわけですよ。定員も変わらないんですよ、認定こども園になっても、幼稚園も。何で真新しいのにまた改修になるのか、そこはよく理解できないのでちょっと教えてください。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事兼待機児童対策室長 今、結果的に3歳児よりも上をとということで来年度

は見ておりますが、今後において0歳、1歳、2歳、特に2歳ですね、受け入れる可能性もあるということで用意させていただくものでございます。

調理設備の件なんですけれども、一応、調理設備といいましても、簡単な調理はできるということで、考えておりますのは19人以下でしたら調理設備でいいということになっておりますので、19人以下の調理でしたらできるような規模の設備でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 19人以下ということだったら調理ができると。将来0歳とか2歳を預けることになれば、そこで簡単な調理もできるかもわかりませんね。便座についても、0歳から2歳の受入れということでよく分かりました。その上で意見ですけれども、私がなぜ調理にこだわるかというのは、先ほど食育ということが出ましたので、でも学校とかお子さんを預かる場所は教育以前に子どもの安全なんですよ、これが一番大事なんですよ。命なくして教育なしなんですよ。だから、管理者としてはこれが一番大事なことなんです。その上に教育をいろんな先生方がやっていく。でも、管理者としては安全なんですよね。そうすると、民間委託すると私が一番おそれているのは、その事業者がいろんな弁当を作ったり、いろんなことをやっている。その中に、例えば卵とかソバとかいろいろありますよね。同じ工程で同じものを使って作られちゃうと、先ほど奥本委員もおっしゃいましたように、小さい子は影響が大きいから、だからそこはきちっとやりましょうということで、自園調理が私は原則になっていると思うんです。そこは外部搬入になるから、プロポーザルをするときにそういうことをきめ細かく配慮してぜひやっていただきたいと。これはお願いになります。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出の4款から7款までとその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 どなたも手を挙げられないのであれなんですけど、11ページになりますけれども、6款土木費、2項道路橋りょう費の2目の道路新設改良費ですけれども、市道新設改良事業とありますけれど、これ、どこの改良事業なのかについてお伺いいたします。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願ひします。

谷原委員の質問についてです。市道新設改良事業というところの場所についてなんですけど、これにつきましては、尺土第3号踏切でして、疋田フルールコミュニティセンターの南側の踏切の改良工事における負担金の増額ということになります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 この踏切の改良工事の負担金ということで、近鉄ですかね、ここは。それもやられるけれども、葛城市もこの負担金を払うということかなと思うんですが、これはどんな改良事業になるのか、その中身をお聞かせ願いますか。例えば、拡幅するのか、あるいは段差をなくすとかどういう工事でやられようとしているのか、ちょっと教えていただけますか。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

改良工事の中身、踏切の改良工事の負担金ということなんですけど、負担金を増額させてもらうということなんです。当初、踏切道実態調査表ですね、それに幅員1.8メートルとなるような設計をしていましたが、地元との協議の結果、安全上、現状に合わせて幅員を2.2メートル確保する必要となりました。調査の結果、水路を暗渠化することにより工事費が増額することから負担金の増額をするということでございまして、工事の内容としましては、老朽化対策として踏切道内の舗装工事、ゴム敷き化ですね、それとかレールと路面の隙間を埋める等の改良の工事でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 私も同じように11ページ、土木費の道路橋りょう費、この中で、今言われた道路新設改良の踏切のあれやけども、当初予算、尺土2号もあったかな。460万円計上されている。さらに、これは尺土3号になるの、今聞いたら。それが管渠の水路を暗渠に変えることによって1.8メートルが2.2メートルに広がる。こんな簡単に踏切が広がるのかなということを思うのと、この負担金が出ている235万4,000円、これの全体事業費は幾らやねん。全体事業費に対して何ぼうちが負担せなあかんねんということを教えてもらいたい。

それから、もう一つ大きな問題ですけども、5目の社会資本道路改良交付金事業費、これの補正予算が出てきてない。これ、どこかというたら、新町・柳原線の当初予算は非常に反対もされた。ところが、建設課の努力によって用地買収がスムーズにいった。地権者に3回説明して、4回目は全て契約ですよ、金額は非常に安かったけども。そんだけ努力してくれた。私は努力することによって、用地買収というのはこんなに簡単にできるんやなということをおもっています。しかし、これからお願いしたいのは、今の予算で用地買収の終わったところ全て工事ができるんか、ほとんどできない、3分の1もできない。当初は、恐らく用地買収みたいなんはできへんやろうということで、私は組まれたのではないかなと。ところが用地買収があんまり早うでき過ぎて工事費が足らん、それであつたらどうするねん。例えば、県に行く、例えばここに副市長は国から来てもらってるわけやから、一緒に国へ行ってこれだけの増額をもらうてくるとか、そんな努力をされたんか。それと、これ、2年間でこの工事を完成しないと補助率が変わると。55%から50%に変わるということ。それと一日でも早う企業誘致をせなあかん。本当に葛城市全体として企業誘致をして法人税を上げていく。ほんまにその気になってんねやったら、2年間で完成させるということであつたらどうするねん。

一番問題の用地は済んでるわけや。全部行こうと思ったかってお金がない。予算がないから買収できません。ほんなら公社を使うたらええやないかと。ところが、建物補償が入ってる。建物補償が入ったら公社を使われへん。令和3年度に予算計上してあるけども、その補償、用地、工事、今年と来年で全部完成できるのか。できへんかったら補助率が下がる。それやったら地元の人がこれは行政のことや、用地はすぐに協力せなあかん。単価は一般単価から75%から80%にいかんぐらいの金額で買収してる。それでも協力せなあかんというて協力してきはったわけや。そやのに工事ができませんねん、こんなんでは地元に対してどういう説明をするんやということやから、その辺をきっちり説明してもらいたいのと。

まだ問題点がある。登記の問題。私は契約をして、手付金を何で契約金額の7割を先に払うんや。一般の場合は通常1割ですよ。公共用地は7割ですよ。何で7割を払うんや。全ての書類、全部いただいて、いつでも所有権移転までできますよと。そんだけの書類をもらうから7割の手付金を払うわけやん。ところが、分筆登記を嘱託でしてない。所有権移転を何で2週間かかっててもできへんねんというたら、分筆登記を委託してる。何で委託せなあかんねん。本来からいうたら、分筆登記は住所変更、表示登記、所有権移転、同時に出すねやないか、嘱託で。そうしたら、分筆も所有権も1週間もあつたら登記を完了できるわけや。それを職員がせんと業者委託して2週間かかってても登記できへん。もし、この7割を払ったお金がもしものことがあって、例えばかかるところを売買でもされたら誰が責任を取るねん。そやから手つけを収めたら一日でも早う所有権を変える、これ、職員の姿勢やん。ところが、そんな金を払うわ、2週間たっても一月たっても所有権移転は変わりまへんねんと。ほんまにこれでええのか。嘱託登記とは何やねん。嘱託登記の権利者は誰や、市長や、職員と違う。市長に代わって仕事をするんやんか。市長の名前で出すんやったら、何で職員ができへんねん。法務局に出すのは全部市長の名前や。職員の名前なんか1つも出てけえへん。それを何で業者委託するねん、こんな無駄遣いはないやろう。何のために嘱託の権利を与えてあるのか。そういうことも含めて、まず回答をお願いしたいと思います。

増田委員長 岡本委員、何ページのどの項目を指して、今ご質問されているのか。市道新設改良工事関連という質問でいいんですか。

岡本委員 そうやなしに、私の言いたいのは、何で9月に補正を上げてけえへんのかということ質問してるわけ。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

質問について、全て答えられるかどうかちょっと分からないんですけど、後でまた足らずはお願いしたいと思います。まず3号踏切の件です。市の負担金はどれくらいという話であったかと思います。改良工事の合計額が1,515万5,800円となっております、市の負担が695万4,000円、近鉄負担額が820万1,800円となっております、保安施設等の部分については近鉄が負担するということでございます。

続きまして、新町・柳原線の工事区間についてでございます。今1工区で進んでおりまして、延長は300メートルありますが、文化財の発掘調査もあり、通行止めの関係もありまし

て、今年度は100メートルの区間を施工するということになります。補助額、補助率の関係がありますので、補助金の対応も考えた中で、極力早いうちに完成できるようには努力させていただきます。

あと、登記の関係の質問であったかと思えます。嘱託登記についてでございますが、所有権の移転登記とか土地寄付等に係る地籍図が整っているものについては、職員が嘱託登記を行っております。土地の分筆に係り地積測量図を作成委託し、市職員が職権で登記することは今おっしゃるとおりできるんですが、土地についての訴訟なりの問題が生じたときには、署名または記名捺印のあるものが説明の責任を負うこととなります。土地家屋調査士法には地積測量時の作成者として署名または記名押印すべきものは、当該土地を調査・測量したものとするとありますので、職員により調査・測量したものが作成者として署名または記名押印することについては、土地家屋調査士法に抵触する可能性があるというところがございます。

その委託料の中身についてなんですが、以前提出する地積測量図が買収のみの求積で作成されておりましたが、平成17年の不動産登記法の改正により一筆全ての求積が求められ、残地部分の筆界確認についても説明責任が生ずることとなりました。職員個人の責任負担が増えることとなり、土地家屋調査士による業務が必要であると考えております。これを受けて、市においても業者選定時、土地家屋調査士を有することを条件として選定をしております、分筆業務に関わる費用については従前からの委託していた内容とほぼ変わりなく、現地測量、公図等確認、丈量図作成、国土調査時の境界ぐい復元、現地立会等とその他必要に応じ、協議書や土地調書作成などで、これについては直接測量費として計算している部分となります。分筆申請にかかる費用については、諸経費に当たりますので、職員が登記申請を作成する経費の削減効果は低いということでございます。以上、長くなりましたが、そういうところでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろ丁寧に説明していただきました。例えば尺土、これは今言われて695万4,000円というのはトータル金額やと思うけども、要は44%ぐらいの負担金になってくる。前から言うてるように、私鉄の踏切道の負担、何で負担するかということやな。明確に教えていただきたい。

それと、今、新町・柳原線のことでご丁寧に説明していただきました。事業費については、できるだけ早期に完成できるように努力しますと。今、課長がおっしゃったのは、今年、令和3年度で100メートル程度ぐらいしかできへんねんということやわな。あと1年で500メートルできて、ざっとやで。まだいわゆる側道というのか、旧のところの擁壁も全部やらさなあかんということになってきたら、どのぐらいの工事費を見込んではるのかしらんけども、本当にこの葛城市の財政で一遍にそんだけの金額をぼんと予算づけできるのはできるやろう。しかし、そういう思い切ったやつができるんかいと。それやったら、今年の令和3年度でも国へ行ってでも、今は近畿整備局かしらんけども、努力をして、1億円、2億円ぐらい国へ

行ったらすぐもらえるやん。そんな努力もせんと早期にしますねんと言われたら、ほんまに2年間で終わるんかいな。この心配をするわけや。そやから、県へでも走ってそんだけの努力をしますよというこの言葉が全然出てけえへん。そやから、そういうこともしてほしいということ、今、課長は登記のことで不動産登記法、いろんなことをおっしゃっていただきました。責任の問題も言われた。職員が仕事をしたら責任を持つのは当たり前の話。そんなことを私は聞いてるのと違う。嘱託登記とは何やねんと。そんな土地家屋調査士……。

(発言する者あり)

増田委員長 ご静粛をお願いします。端的に質問してください。

岡本委員 端的につて、言わんと分からへんねんから、そら言わなしゃあない。

増田委員長 どの答弁を求めているのか端的に。

岡本委員 ほんで一つずつ言うてるやないかい。今、登記の問題を言うてるわけ。さっき予算の問題を言うたがな。登記の問題でやんか。今、不動産登記法とかいろんな話をしはるから、嘱託登記とは何ぞやということ問うてる。嘱託登記、そんな土地家屋調査士や司法書士や資格の持ってる職員というたら少ない。ほとんどないに等しい。そやから、官公庁については、嘱託登記ということで市長に全ての権限を与えてあるやないかというねん。権限を与えてあるねんやったら、職員がすべきやろうと。何で委託に出して金も使うてせなあかんねん。委託に出して1週間であがる、登記全部できるやつを何でそんなにすんねんと。

増田委員長 分かりました。なぜ職員がしないのかということに対して答弁をお願いします。

安川課長。

安川建設課長 嘱託登記をしないのかということではございますが、先ほど説明させていただいたとおり、登記については精度が求められる仕事でありますし、ずっと残るものでもあります。ですので、そういう専門の土地家屋調査士等をお願いすることが合理的であると……。

増田委員長 私から質問します。できるんですか、できないんですか、それをまずお答えください。先ほど岡本委員がご質問されたように、市長に代わってできるというふうになっておるのか、おらないのか、この質問に対してできるけどもというお答えですか。

安川建設課長 そうですね、できます。ただ、そういう説明責任が生まれるということもあるかと思えます。委託するにしろ、職員が嘱託登記する部分の費用というのはだいぶ低いのかなというところの説明もさせていただきました。岡本委員の趣旨としては、職員が自らできるところは経費削減につなげるというところでやるべきやということですので、委託事務については精査した中で無駄のないような予算執行を心がけるといふところはしていきたいと思えます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 偉そうやないけど、答弁になってないと思う。私は県にも聞きましたよ、法務局にも聞きましたよ、隣接市町村も確認してますよ。今までと同じやり方をみんなやってるやん。ただ、分筆の図面の中で作成者の欄のところに職員名を入れているところと土地家屋調査士を入れる、両方使うてるところもある。そやけども、職員の責任、責任って、私がやってきたさか

い言うのやないけど、間違うたら間違うたで責任を取ったらええねん。そんだけの職員の責任を取るあれがあるのと違うのかい。市長、どうですか。これ、私がやかましく言うてるけど、嘱託登記できませんのか。市長の名前でやりますのや。そんな国から与えられた権限を放棄するようなことするのと違う。やっぱり職員の与えられた仕事ということで受け止めんと、こんなことばかりやって、楽なほうばかり回っていたらできへん。どうですか。

増田委員長 今、ご質問ございましたように、特別で市長、お答えください。市長の命によりですのでね。先ほどの岡本委員のご質問の他市ではやってるという質問に対してですね。

安川課長。

安川建設課長 隣接の市町村も確認はさせていただきました。今、葛城市でやってるような委託のことで、土地家屋調査士に依頼してほぼほぼやっているというところでお聞きしております。岡本委員がおっしゃっていた嘱託登記は確かに、だいぶ以前はしてたというところは聞いておりますが、最近の補助事業についてはこのような形でさせていただいているというところでございます。

増田委員長 岡本委員の説明と安川課長の説明にちょっと相違がございますので、再度確認をしていただいて、どちらが正しいのか、この場で正しい答えは出ないと思うので。

岡本委員 課長な、責めるのやないけど法務局に確認に行ってみ。法務局がそんなこと言うてるか。嘱託登記をどこもやってんねんと。作成者、個人名でもよろしいですよ、職員でもよろしいですよ、はっきり言うてるやん。今、不動産の登記はどうなったんねん。みんなネットやないか。極端に言うたら、他人の登記でもできんことないやないかというねや。そんだけ登記がやりやすくなってきてるわけや、今。それにそんな自分らの責任や責任やって、よその市町村はどんだけやってんねん。何のための嘱託やと、私が言いたいのはそれですよ。市長に与えられた権限やねん。その権限を何で使うて仕事せえへんねん。何で自分らの仕事を楽なほうに持っていくねん。自分らで勉強したら何も、こんな難しいことないやないかと。今みんなパソコンで見ていたら、形式みたいなのはみんな入ってあるやないか。何を変えるんや、所有者、面積、番地ぐらいのもんやろ、いらうのは。あと、打ちこむだけやないか、そんな簡単なことが何でできへんねん。それを私は言うてるわけや。そやから、市長、どうですか。ほんまにやれるのか、やれへんのか、市長の判断でやりますと言うてくれはったらそんでええと思いますねん。何ぼでもできますねんもん。

増田委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本です。よろしく申し上げます。

今、岡本委員がおっしゃっていただいていることは、以前から指導していただいておりますし、指摘をしていただいている部分でございます。補助事業等につきましては、当然設計から委託に関して現地測量とか公図作成、ずっと一連の作業をしておる中で、登記をする分、そこは経費の中に含まれておるものでございます。そこを削減したところで、なかなか削減になるものではないというところで、補助事業につきましては登記を嘱託せずに業者にお願いしているというところでございますが、今後、市の中でできる範囲で努力はさせていただきたいと思っております。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 多分ここで聞くほうがいいかなと思って、もし間違っていたら言ってもらって結構です。6ページ、歳入のところで18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の中の詳細を教えてください。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事兼総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

奥本委員のご質問、詳細ということですか、財政調整基金の。今回の歳入と歳出の補正におきまして、収支調整が出ましたので、この1,254万4,000円を財政調整基金のほうに繰り戻しさせていただきます補正でございます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと聞き方が悪かった。中の明細の主なものを知りたいんですけど、ここはまとめてということですか。分かりました。もう結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳出の7款までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出8款から歳出の最後までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 12ページの教育委員会の関係で補正は出てないんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、令和元年度の決算で生徒、講師のほうがセクハラというか、これの関係で令和元年度に賠償金が250万円と弁護士費用25万円、275万円の金を立て替えてるわけやけど、今現在、葛城市のほうに返還されているのかどうかということをお聞きしたい。

それから、13ページの文化会館費、當麻文化会館の管理事業で407万円の需用費、これは増額をされてるわけやけども、増額の内容についてお伺いたします。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問がございました件ですけれども、現在、相手の方ですが、これまで連絡の取れない場所におられた状況でございましたけれども、今年になりまして取れるようになったであろう時期を見図らしまして住所地等の確認をさせていただきましたが、現在は県外に住所地を移しておられるというような状況がございました。先日ですけれども、国家賠償法第1条ないし第2条に基づきます求償権というのを行使するべく、損害賠償金について請求する旨の通知を送らせていただいたところでございます。今後につきましても、納付が完了するまでは継続してこの業務を行うということで認識をしております。

以上でございます。

増田委員長 庄田館長。

庄田新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館、庄田でございます。よろしくお願いいたします。

修繕の内容でございますが、當麻文化会館ホール内のせり上げ舞台装置の修繕でございます。ホールには500の座席がありますが、そのうち最前列から5列目までの座席128席を舞台上に収納することにより、その座席部分を舞台としてせり上げて使用することができます。現在、舞台をせり上げるための装置が故障しており、舞台の上げ下げができない状態であり、元通り稼働できるように修繕するものでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から説明していただいて、今は連絡が取れるようになったけど県外やと。ほんで、国家賠償法の申請をやってるねんと。そやから、これから継続してやっていかんと今すぐにごうこうは言われへんと、こういうことやんな。だから、それは手続を踏んでもうてるということですねん。

それから、當麻文化会館、今、課長のほうから説明していただいたけど、前方のせり上げということやけど、こんなんずっと以前から使うてへんと思うねんな。今、補正までして工事をせなあかん理由って何かということを知りたいわけや。ということは、これは前から分かっとなねんやったら、当初予算で上げるべきやと思うし、今出てくるということは緊急やと思うねんな。本当に緊急で使うほどこれが必要なのかということになってくるから、やっぱりそこらをちょっと説明してもらわんと、ただ補正で修繕が要りまんねんというて出したら、我々は中身分からへんから。例えば緊急ですなと、ぜひともこれを直さんと使えまへんねんとか、そういうことを私は答えてほしかったわけや、もっと詳しいな。ただ、せり上げだんねんだけや言わんと、どういうことやさかいにこれが必要やねんということも答えてほしかった。そやから、もう一遍ちょっと教えてほしい。

増田委員長 庄田館長。

庄田新庄文化会館長兼當麻文化会館長 なぜ必要かということでございますが、せり上げ舞台が作動しないということが分かったのが、令和3年4月になってからのことであり、修繕の期間が約3か月必要となりますので、工期のことを考え、今回の9月補正に計上させていただきました。現在のコロナ禍において、利用者の方にはホールの利用が収容人数の制限等でご不便をおかけしている状況でございます。その上、さらに本来使えるはずのせり上げ舞台の機能までが利用できないという状態が続くのは避けたいと考えております。加えて、ホールの活用方法として、せり上げ機能を用いた利用をホームページ等で周知、アピールし、実際にホールを利用される方には積極的に提案することにより、ホールの活性化、稼働率向上につなげていけるものと考えます。それとコロナの感染状況でございますが、まだまだ予断を許さぬ情勢ではありますが、今後コロナワクチン接種が更に進んでいき、感染者数が減少していくということになっていけば、いずれは利用制限の少ない通常の形に近い運用ができるものと思っています。そうなれば、せり上げ舞台機能をフルに活用しての吹奏楽、演劇、研修等

に利用していただけることになり、ほかにも多様な舞台演出が可能になります。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 言うてはることはよう分かるけど、今までほとんど使うてなかったわけやろう。3年も4年も使うてなかったのと違うの。今言われたコロナ、コロナと言うけど、使うたらあかんと言うてるところと人数制限すると言うてるわけや。補正せんかって人数制限したら使えるのと違うかと。これは理屈かもわからんで。今までずっと使わんといて、今になって使ってみたら作動しまへんねん、直しまんねん。したらあかんとは言わへんけども、もっと計画を持ってすべきやと私は思うから、反対はせえへんがな。反対せえへんけども、やっぱりきちつと予算の組み方というものを考えてもらわなあかん。偉そうに言うてとしか思われへんけども、そんなものと違うやろうということを言いたいわけや。そこらもよう気をつけてやってもらいたい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点、お伺いします。12ページ、8款教育費の2項小学校費、1目学校管理費なんですけども、プール清掃委託料、コロナのせいでプール授業が中止になったことによる減額なんですけども、プールの心配するのはポンプなんですけども、全く使わないと、特にポンプ系統というのは消防のポンプもそうですけども、真空のところは動かない、故障するというのになりがちなので、使わなくても定期的に稼働させないと駄目なんですけども、これがまずできているのかどうかをお伺いしたいと思います。

増田委員長 まあ、これ、補正予算に直接入ってないので、ご確認できますか。

勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。

ポンプの点検につきましては、また確認をさせていただきたいと思います。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 点検のことは分からないと分かりました。要はここからなんです。何が言いたいのか、今回プールが中止になって、プールの清掃はないということなんですけども、学校のプール授業を維持することに対して、非常に今後お金がかかってくると思うんです。現状でも、大阪かどこかの実際の死亡事故を受けて、プール監視員の問題で夏休みもそうですし、平時の授業も減ってきております。要は監視員の手配ができない。監視員のところを外部に委託するところもありますけども、あるところによってはプールの維持自体が授業日数に比べたら非常にコストがかかるということで、外部の民間のスイミングの業者に委託しているという自治体も出始めております。設備としてプールを維持する、年に本当に僅かな期間しか使わないあれだけの設備を更新していくというのは、今後また大きな負担になっていくと思うんですけども、そのあたりを見据えて小学校のプールの維持ですね、小学校、中学校も含めてですけども、このまま今の現状で続けていかれるのか。あるいは、もしかしたら先々でプールの在り方自体をどこかで検討する時期が来るのかという見通しがあるのであれば、その辺をお伺いしたいと思います。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。

プールの維持というところでございます。今年度はコロナの関係で中止ということでしたので、今年度は中止というところがあるんですけども、今後といたしましては、今年度ちょっと検討していたことがございまして、例えばですけども、ゆうあいステーションのプールなんかを使って授業ができないか検討を進めようかというところで考えておりました。今年度は全てが中止になったということですので、そのほうも進めることはしなかったんですけども、今後そういうことを含めまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。要は先ほどの敬老事業もそうですけども、子どもたちはやっぱりプールを楽しみにしていて、なくなって何もないというのも、その間でもしも民間事業者でそういう対策が非常に徹底しているところを使えるのであれば、それはそれでいいし、先ほど言ったように、コロナに限らず今後プール授業に関しての見通しがちょっと負担になってくるところが出てくるはずなんです。そのときにどうするかというのも、今現状は決まっていなくても、今後の検討課題として一応そういう問題があるということを見据えた上で、プール授業の在り方というのも考えていただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、2点ほどお伺いいたします。

13ページになります。8款教育費、5項社会教育費の6目文化会館費です。右の説明のところで、新庄文化会館自主事業ということで980万円余り減額補正になっておりますけれども、これは9月30日まで一応、公共施設を閉じるということで、そこまでの減額補正なのか、それ以降の行事も減額を見込んでの補正なのか、これをお伺いします。

それから、14ページの今度は1目保健体育総務費になりますけれども、14ページの説明のところで、スポーツ振興助成金事業ということがあります。ここの18節に各種スポーツ大会等助成金ということで、270万円余りの減額になっておりますけれども、この間スポーツ大会に助成されたものもあるのかどうか。少年関係のスポーツ大会も実際にやられておられますし、そういうことで支払われたものもあるのか、それとも支払われてないことの中で全部支払ってないのか、それとも一部支払ってるのか、ここをちょっとお伺いします。

増田委員長 庄田館長。

庄田新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館の庄田でございます。

新庄文化会館自主事業の減額986万3,000円でございますが、これは1年間を見通しての減額でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回のスポーツ振興助成金の内訳でございますが、1つは市民体育祭に関する助成金の部分、それから市民ソフトバレーボール大会に関する助成金、この2点の部分でございます。これにつきましては、今年度の実施がされないということで決定となりました部分にかかるものでございます。

それから、既に交付されているものはあるのかというご質問でございますが、先般7月に少年野球大会が実施されまして、これにつきましてはこれから交付手続に入るところでございます。そのほかの大会助成につきましては、今後のコロナの関連を見据えた中で実施されれば、また交付してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 新庄文化会館の自主事業については、1年間を見通してということですから、全額減額ということで、9月30日までは閉館ということですが、以降なしということなんですけど、この判断に至ったのはなぜなのでしょう。これについて伺います。これは後でも言いますが、ちょっと理解できないところなので。

それから、各種スポーツ大会等助成金のところで伺いまして、少年野球大会をやっているわけですが、要はそのために練習しなければいけませんよね。そしたら市内の少年スポーツ団とか、これは活動はいろんな施設で行えているのでしょうか。これについてお伺いします。

増田委員長 庄田館長。

庄田新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館の庄田でございます。

自主事業をなぜ中止したかということでございますが、自主事業を開催するに当たっては、業者にオファーをかける必要がございます。年度当初ぐらいにオファーをかけないと、演者が確保できないということになりますので、そのため自主事業を中止させていただきました。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

スポーツ少年団の活動でございますが、休館以外につきましては、活動は市内の体育施設をはじめ、学校施設を含めて練習をしていただいております。現状としては休館という措置で一律利用は控えていただいております。そういった中で、1つだけ制限を解除していただいている部分といたしまして、県大会あるいは近畿大会につながります公式戦に出場予定のチームが2チームほどございました。これにつきましては、急に試合に出てけがにつながることも避けたいという部分もございました中で、1週間前から従来の利用の範囲内であって、コロナ対策を十分に取り、選手につきましても制限をかけた中で最低限となりますが、利用を認めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、文化会館と少年の場合はちょっと分けて言いますが

も、学校教育を受けている年齢の子以外は未就学児もそうですけれども、学校教育の関係になると思うんですが、社会教育の観点からすると、教育基本法には第12条で個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないと。2項で、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。これは義務的にそういうことに努めなければならないとなっているわけです。社会教育法には、第3条で、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないということ、これも義務的なものです。つまり、ほかの市町村は高齢者に活動の場を与えておられると。国のほうはどうかと申しますと、令和3年8月17日に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長は、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についてと発出しているわけです。それも、要は非常に感染者が増えている特定都道府県と、それからまん延防止に関わる適用を受けている都道府県とその他の県と分けて、イベントの開催制限等について一覧表までホームページで公表しています。今、野球もやっています。いろんな文化行事をやっているわけです、社会では。学校もやっています。こうした状況の中で、一律に機械的に葛城市はびたっと閉まっていると。これ、私は基本的な国民の権利が侵されてるんじゃないかと。社会教育法、教育基本法でそういうことに努めなければならないとなっているわけで、ほかの自治体は努力しているわけです、感染予防に努めながら。国のほうも感染予防に努めながら、そういう催物とかそういうものについてはやっぱり認めていっているんです。社会活動していかなければいけない。それを一律にびしゃっとやる。私はこれは怠慢だと思いますよ、行政の、はっきり言って。ほかの自治体はやってるじゃないですか。ほんで、高齢者の方々ですね、集まれないものだから飲食に行って会食されていると。コロナ対策ですか、これが。私はこの点については、ぜひ見直しを求めたい。30日まで全部閉めていますけれども。少年関係についてもそうですよ。大会がある、ほかはやってる、練習もやっている、葛城市内の子はできない。ほんで、1週間程度ですね、けがしたらあかんという程度で開くと。保護者からは不満が出ますよ。やってるんだから、ほかは。私はもうちょっと丁寧な行政をやってほしい。こういう市民の方々の社会生活がやっぱり保障されるように行政は努めるべきだと。これで予算が浮いて、今、奥本委員がおっしゃったように財政調整基金、こっちに入っていると。財政調整基金は減らないということですね。私は違うんじゃないかなと思いますよ。その点ではぜひ改善をお願いしたいと思います。

増田委員長 1点だけ質問させていただきたいと思うので、委員長を交代します。

(正副委員長交代)

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 12ページですね、教育費、文化財保護費の12節委託料、それから使用料及び賃借料、時間を省くために、私の知っている範囲内で確認をしますけども、これは新町・柳原線の道路拡幅に伴う文化財の発掘調査であるというふうに承っております。そういう建設に伴う文化

財の発掘調査をここですべきかどうかというのはちょっと疑問なところもあるんですけども、先ほども岡本委員からもご質問がございました。今後の葛城市の活性化のためには早急に道路を拡幅して、工業誘致をするというふうなこともございました。私もここまで進めていただいているので、早々のそういうことをできる環境が必要かなと思うんですけども、このエリアについては、もともと文化財発掘をしなければならないエリアであると、こういうふうに承っております。これ、道路を拡幅したことによって発掘調査が義務づけられておるのでやっておると、ほんで補正をしたと。補正といいますか、当初から組んじかなあかん予算じゃなかったんかなと思うんですけども、それはよしとして。その一帯の今後、工業系ゾーンにしようとしたときに文化財保護法に抵触するといいますか、要するに発掘調査をしなければならないエリアがどの程度含まれておるのか、分かる範囲内で結構ですので、お尋ねをいたします。

杉本副委員長 神庭館長補佐。

神庭歴史博物館長補佐 歴史博物館の神庭でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今後、工業開発等が行われていく上で、当該地域にどの程度、文化財の調査を必要とする範囲があるのかというご質問でございますけれども、現在、奈良県のほうで周知の埋蔵文化財として把握している範囲は当該地区に幾つか散布的に存在しております。ですので、開発行為がどこで行われるのかという場所が確定しないと、この場では明確にはお答えできません。ただし、いずれかの範囲に引っかかってくる、抵触してくるようであれば、文化財調査は必要になってくるであろうというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 拡幅の部分のめど。

神庭歴史博物館長補佐 拡幅部分につきましては、今年度、実施予定の100メートル分、この部分については確実に入っております。ただ、次年度以降というふうに伺っておりますけれども、更に西側へ向かって延長していく部分については、だんだん離れていく方向になっておりますので、この部分は工事の内容等と検討しながら実施するか、しないかも含めて判断していくことになると思います。

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 文化財はここでやるべきかどうかというのは、私は確認しなかったんですけど、いいんですよ、この費用で拡幅に関する予算を支出するというのは、間違いなかったらそれでいいんですけど。ちょっと私が心配しているのは、先ほどからいろいろご質問されてましたね。この事業を進めるに当たって、登記のことも含めて、早ければ早いほうがいろんな事業が前を向いて進むけども、こういった文化財の発掘によって、それが理由で幾ら登記を進められても、こちらのほうで前を向いていけないような状況であれば、私も過去にほかの地域ですけども、大きな遺跡が見つかって大企業の会社が途中でその開発を断念したといったような事例も聞いております。なかなかこういう開発エリアと文化財保護というのは難しいんだなという経験もしていますので、どの程度の文化財が今後出てくるかによって、私はそういう懸念も出てくるのかなというふうに思うんですけども、今のところ、そういった5年とか

のスパンでこの前進を止めるような、もしくは誘致された企業が今後開発するに当たって非常に余計な費用といたしますか、多額の文化財に関するコストが上乘せになるということになりますと開発に支障を来しますので、ちょっと懸念をしたところでございますけれども、程度といたしますか、予測されるあの一帯の文化財のレベルと云ったら失礼ですけど、どういうものが想定されるのか、分かっている範囲内でお聞きをします。

杉本副委員長 神庭補佐。

神庭歴史博物館長補佐 神庭でございます。

実際、地下の話ですので、開けてみないと分からないというのが実際のところでございます。現在、道路拡幅にかかっております新町・柳原遺跡につきましても、隣接地の県道の新設工事の際に新たに見つかった例でございます。その後、現在の遺跡範囲が認定されたという経緯がございます。今後、開発行為が実際に起こったとして、その部分について調査、これは実際に地下部分を掘ってみないと分からないというのが現実でございます。ただし、周辺でこれまでも工場の新設等で発掘調査をその都度行ってまいっております。その結果を見ていますと、近くの葛城川の氾濫等々によって地下遺構が大きく壊れている可能性がある場所というのもございますので、その範囲がどの程度に及んでいるのかということも、そういった小さな調査を積み重ねながら把握していき、また実際、調査ということになっても、適正な調査が行えるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 ありがとうございます。周辺に工場が建っていて、過去にいろんなそういう発掘もされているので、そんなに今後の開発に障害があるほどの遺跡ではないかと、こういうご答弁でございました。ただ、私は補正でここに出ているということに対して、若干疑問があります。というのは、私がある市の資料を見た中で、このエリアはこういうエリアですよということが地図上にエリアとして指定されております。当然、この拡幅工事をするに当たって、私は当初からこの予算というのは組むべきエリアであったというふうに思うんですけども、そこだけちょっと、私は当初からそういうエリアについては予算計上しておくべきではなかったかなということを申し添えておきます。

以上でございます。ありがとうございます。

杉本副委員長 代わらせていただきます。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第57号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時30分より会議を再開いたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第58号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第58号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

上程しております補正予算は、例年行っております前年度の精算と第2表のひとり暮らし老人等への弁当を届けている食の自立支援・栄養改善事業委託の債務負担行為についてでございます。まず、お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,969万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,859万円とするものがございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目任意事業費では、11節役務費6万9,000円を増額し、12節委託料を同額減額しておりますので、補正額はございません。本件につきましては、この後の第2表債務負担行為におきましてご説明いたします。4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金で7,811万2,000円の追加でございます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料で2,157万8,000円の追加でございます。

次に、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分で151万6,000円の追加でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目1節低所得者保険料軽減繰入金で42万1,000円の追加でございます。これは一般会計のほうでご審議いただきましたとおり、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、一般会計より繰入れするものがございます。7款繰入金、2項基金繰入金、1目1節介護給付費準備基金繰入金で42万1,000円の減額でございます。8款繰越金、1項1目1節繰越金で9,817万4,000円の追加でございます。

これは令和2年度から令和3年度へ繰り越される分で、歳出の基金積立金と償還金に充当しております。

次に、4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為についてでございます。食の自立支援・栄養改善事業委託につきましては、市内のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象として心身の障がいや疾病等を理由として食事の確保が困難な方にお昼の弁当の配布をするとともに、手渡しによる本人の安否確認を実施しており、食の自立と栄養改善に加え、安全安心に寄与する事業を展開しており、止めることのできない事業でございます。このため、公募型プロポーザルを本年度中に実施し、令和4年度から令和7年度までの業者を事前に決定し、委託するためのものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第58号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第59号、令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案になっております議第59号、令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書は、まず1ページのほうをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億9,397万5,000円とするものがございます。

それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。まず歳出のほうでございます。1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費の学校給食センター施設修繕料分で57万5,000円の追加でございます。

続きまして、4ページの歳入につきましてご説明させていただきます。2款繰入金、1項

他会計繰入金、1目一般会計繰入金で1節一般会計繰入金57万5,000円の追加でございます。

以上、説明のほうを終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 9月の補正ということなので伺います。今回の計上されていることについての質問というよりは、本来は9月補正で、9月まででしたかね、3か月の給食費無償ということで、6月補正のときにあったんでしょいかね。9月からは補正が上がらないということは、コロナ対策についての給食費無償化は、この9月で打切りというふうなことでよろしいんでしょうか。これをちょっとお伺いします。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。令和3年度につきましては、1学期分について無償ということですので、9月からは給食費をいただくという形になります。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 1学期分ということで、ちょっと申し訳ありませんでした。6月補正のときに言ったのかと思うんですけども、議会でも、さきの6月議会で決議を上げております。その中に給食費をぜひ若い世帯の子育て支援について要望を出したわけでありましてけれども、やっぱり若い方は葛城市で住宅を購入されて共働きでローンを抱えて働いている方がおられるんですが、とりわけ女性の方が職を失うと、コロナでね。いろいろと飲食も大変だしということで、将来の職を失うことを心配されながら子育てされている方が多いということで、先日も大阪府が来年度についても、給食費を無償化するというのを市長がおっしゃってましたけれども、やはり私も子育てのまち葛城市ということを押し出していく上では、不用額も先ほど言いましたけど、高齢者対策等で会館を閉めるとかなり上がってきているんですよ。そういうところら辺でもぜひご検討いただけたらと、これは要望だけ申し上げておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 今回、補正でお示しいただいております学校給食管理費のほうですね、今回はこの審査でございますので、需用費57万5,000円、修繕料と書いております。こういった機械の設備なのかという内容についてお聞かせください。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 学校給食センターの中でございます。

今回上げさせていただいている修繕につきましては、いずれも令和3年4月以降に故障したものでございますが、2つありまして、修繕の内容につきましては、減温槽制御系蓄熱槽用温度センサーの交換と上げ下げ窓のバルンサーの部品が故障しましたので、取替えするものでございます。温度センサーの交換につきましては、下水道法におきまして下水道に流してもよい排水の温度を45℃未満と定められております。食器などを高温洗浄した後、排水する際には冷却水を投入いたしまして、45℃以下にして下水道に排水しておりますが、そのセ

ンサーが故障したことにより交換が必要となったためです。もう一つのほうの上げ下げ窓のバルンサーの交換なんですけれども、この窓は1か所は下処理室と上処理室を隔てるために、もう1か所は洗浄室とコンテナプールを隔てるために衛生上設置された窓でございます、食材や食器を送る際に開閉しておりますけれども、開閉を容易にする部品であるバルンサーが経年劣化によりまして不具合が発生したため修理を要するものでございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 いずれも経年劣化というか、この学校給食センターが発足以来、もう変えどきというか、変えていかなければならない。ほかの備品、機器につきましてもそういった耐久年度とかいうのは色々あると思うんですけども、毎日使っていくものですので、私が心配するところは劣化による異物混入ですね、そういったところについて注意を払われているかどうかというところをもう一度確認させていただきたいと思います。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 学校給食センターの中でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、やはり異物混入につきましては、こちらからは大変気を配っているところでございまして、修理しないといけないものが出たときには、そういうものが発生するおそれがないかということも考慮しながら発注というか、修繕のほうをさせていただくようにしております。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 常時そういったことについて、異物混入につながらないかという点検については、細心の注意を払っていただいているようでございますけれども、何せ壊れていくもの、そこにたまたま事故につながるというようなことはこれから予想されていきますので、十分な調理後の点検というものの徹底をお願いしたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 今、川村委員のところがちよっと僕は気になるんですけど、これは今予算が上がっているということは、今は潰れたままということですよ。ということは、今はどないされてるんですか。今、温度下げるやつが分からないとか、窓の開け閉めが云々かんぬんと、今はどないされてるんですかね、そこをちよっとお聞かせ願います。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 現在でございますが、冷却水のほうを手動で投入いたしましてその場をしのいでいるところでございます。それと、上げ下げ窓ですけれども、こちらのほうは冷蔵庫のほうで両方開け閉めできる冷蔵庫がありますので、そちらをちよっと今利用させていただいて、その代わりにといいますか、行っているものでございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 手動なり、云々かんぬんで何とか対策はできてるということですね。問題はないけど、

壊れているから直しますということですよ、分かりました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第59号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第59号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

増田 順弘

予算特別委員会副委員長

杉本 訓規